

学校経営

1. 【令和5年度 学校経営方針】

本校の教育は、日本国憲法と教育基本法をはじめとする教育関係諸法令や、学習指導要領等に示された国・府の理念と方針、市の「教育大綱」や「学校園の管理運営に関する指針」等に則り実施する。民主的で文化的、平和的な社会の形成者として実践力のある人間の育成に向け、人権尊重の精神を培うことを基に、「知」「徳」「体」の調和のとれた児童の育成を目指す。次世代を担う子ども達には、国際社会の中で社会の変化に主体的に対応し、対話等を通して判断し、行動して深く学んでいく力、「生きる力」の育成をめざす。本校児童の実態を常に見つめ、「生命の尊重」「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」の育成に向けて、全教職員が一致協力し、自らの資質や指導力の向上に努め、全力で取り組む。また、子どもたちが学ぶ楽しさを感じながら、安全に安心して学校生活を送れるよう学びのセーフティーネットを構築するとともに教育環境を充実させる。そして、コミュニティ・スクールとして学校の教育方針について学校運営協議会委員の承認を得て学校の取組を行うとともに、文部科学省をはじめ、大阪府教育委員会及び枚方市教育委員会の方針、授業アンケート、学校教育自己診断アンケート結果、を踏まえ、開かれた学校づくりを進め、保護者、地域の信託に応える教育を推進する。

2. 【本校について】

本校は、明治8年に開校し、創立147年を迎える歴史のある学校である。地域の方々の学校への愛着は高く、PTAや地域社会の活動は活発で、学校に対しては協力的である。歴史、伝統、自然を感じさせる校区の中で子どもたちは、家庭や地域の手厚い保護の下、穏やかに素直な気持ちを育てている。本校を訪れる方から「子ども達は素直、子どもらしい」という感想という声をいただいている。学校では、学力向上や仲間づくり、人権意識を高める取組、また体力向上など知・徳・体のバランスの取れた教育を推進し、学校が安全で、保護者や地域の皆様から信頼され、子どもたちが活気のある学校作りに取り組む。また、主体的・対話的で深い学びの実現に向け教員の授業改善と児童の学力向上に取り組む。

3. 【学校教育目標】

「進んで学び、個性や能力を伸ばし、社会の変化に主体的に対応できる心豊かでたくましい子の育成」
育てたいこども像

- よく考えて工夫することども
 - ・よく考えて進んで実行することども
 - ・自分の考えがはっきり表現できることども
- みんなと力を合わせるこども
 - ・自他ともに大切にし、協力できるこども
 - ・思いやりをもって助け合うこども
- 健康で明るいこども
 - ・心身ともに健康なこども
 - ・最後までねばり強くがんばるこども。
 - ・進んであいさつのできるこども

4. 【学校経営の具体目標】

(1) 機動力のある学校運営組織の確立

- ①学校経営の基本的な教育方針を各分掌、担当で具体化に努める。
- ②教職員1人1人が働き方への意識改革を推進する。
- ③各分掌の目標と責任を明確にし、主担者を核とした学校運営を進める。
- ④授業評価の実施を踏まえ、分かりやすい教育活動を目指す。学校経営との関わりを考慮した学年、学級目標を設定し、学校組織としての取り組みを保護者、児童に示していく。

- ⑤学校教育自己診断等の外部評価を踏まえ、課題解決に向けた取り組みを進め、信頼される学校作りを目指す。
- ⑥コミュニティ・スクールとして、校長の学校運営に対して必要な支援を行うことを目的とした、保護者及び地域住民等からなる学校運営協議会を設置し、学校と家庭、地域が連携・協働し、子どもたちの健やかな成長を支えていく学校づくりに努める。

校種間連携の推進

- ⑦私立幼稚園・保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、支援学校等、異なる校種間において、指導方法の工夫・改善等についての教職員の連携を図るよう努める。

小中一貫教育

- ⑧校区小中学校が連携した指導体制の確立に努め、きめ細かな指導の充実と小中学校を義務教育というまとまりとして捉え、「9年間の教育に責任を持つ」ということを教職員が意識した取組を推進する。

学校評価

- ⑨学校評価については、「学校教育自己診断」の結果等を活用した自己評価を実施するとともに、学校関係者評価として、学校運営協議会から提言や評価を受ける。また、学校評価結果を公表し、「地域とともにある学校園づくり」の視点からも、家庭や地域との相互理解を深める。併せて、この学校評価を活かし、教育活動等の自律的・継続的に改善を行うPDCAサイクルに基づいた学校経営を推進する。

情報管理

- ⑩情報公開条例及び個人情報保護条例の趣旨に基づいた教育情報の作成・保管・保存の校内体制及びファイリングシステムを確立する。また、「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に基づいて管理を行う。

（2）学習指導について

教育課程

- ①学習指導要領に即し、適正な教育課程を編成し、指導を行う。

校内研究の取組

- ②校内研究推進体制を確立し、校内研究の充実を図ると共に研究の成果を発表する場として、公開授業・研究協議会を実施する。

授業づくり

- ③学力向上委員会や学年会を校内組織体制に位置づけ、年間指導計画に則った学習の進捗状況を管理する。また「Hirakata 授業スタンダード」に基づいた授業づくりや教材研究等、授業改善に向けた取組を学力向上主担者を中心として組織的に推進する。
- ④「全国学力・学習状況調査」や大阪府「すくすくテスト」等の課題を明確にし、各学年において学力向上プランを作成し、確かな学力育成に取り組む。
- ⑤自主学習ノートの活用など自学自習力向上の取組を推進する。
- ⑥「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、考える力・伝える力・協働する力をつける授業や、振り返り活動を充実させる授業研究を推進する。

また、共通の観点を取り入れた授業観察シートを活用した相互授業参観や、ビデオ等を活用した授業研究を行う。

- ⑦SDGsをはじめとした国際社会の目指すべき方向性や市の社会課題に向き合い、その解決に向け具体的な取組を行うことができるよう、教科等横断的に問題発見・解決能力を育成する。

学習評価

- ⑧学力の定着状況を把握するとともに、指導方法の改善・評価活動の充実に活用するため、学期末テスト等を実施する。

- ⑨学習指導要領、指導要録とあゆみとの整合性をとり、保護者に理解されるあゆみ（通知表）を検討、作成し、評価基準を明確にする。

学習規律

- ⑩「枚方のスタンダード」を基本に、掲示物や棚、机等の整理整頓、教室の美化等学習環境を充実させ、児童の発達段階に応じた学習規律の徹底を図る。

自学自習力の育成

- ⑪家庭学習の定着に向け、「家庭学習の手引き」を作成・実践し、学習コンテンツや「自主学習ノートのすすめ」等を活用し、自学自習力育成を図る。また、学習コンテンツを活用し、授業や放課後学習、家庭学習等、一日の学びの連続性に重きを置いた取組を進める。

読書活動

- ⑫朝読書や読書ノート、図書室等を活用し読書活動を推進する。
学校司書と連携し、学校図書館が効果的に活用できるよう改善を図る。

外国語教育

- ⑬小学校中学年では、外国語（英語）の音声や基本的な表現に慣れ親しませる体験的な活動を充実させ、「聞くこと」「話すこと」を通して、外国語（英語）で自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。また、高学年では、「聞くこと」「話すこと」に加え、「読むこと」「書くこと」を通して、外国語（英語）で自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。また、適切な評価を実施する

教科領域等の指導

- ⑭「総合的な学習の時間」については、探究的な見方・考え方を働かせ、自ら課題を見つけ、よりよく解決していく中で、自分の生き方を考えていくための資質・能力が育成できるよう横断的・総合的な学習を行う。また、目標及び内容を他教科等の目標および内容との違いに留意しながら定めるとともに、全体計画及び年間指導計画を作成し、ねらいを十分に踏まえ、児童・生徒や地域の実態等に応じた特色ある教育活動を展開する。
- ⑮出前授業や体験的な授業を積極的に行い、各分野の専門的な知識や活動を通じて、体験的に学び生きる力を養う。
- ⑯体育や保健の授業を通じて、体づくりや健康安全について学ぶとともに、様々な体育的行事や遊びを通じて体力作りに取り組む。

スタートカリキュラム

- ⑰スタートカリキュラムの編成・実施については、幼児教育と小学校教育をつなぐため、学習指導要領に基づいて各校で作成しているカリキュラムに応じて、入学当初に生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をして充実を図る。

国旗・国歌

- ⑱音楽科において、国歌「君が代」をいずれの学年においても歌えるように指導する。
また、社会科においては、国旗及び国歌の意義等について適切に指導する。

情報教育

- ⑲プログラミング教育を含めた情報教育について、校内研修を実施し、全教員で学習指導要領における情報教育の理解を深めるとともに、情報教育の推進に努める。
- ⑳情報活用能力を確実に身につけ、各教科等における「主体的・対話的で深い学び」へとつなげるため、タブレット端末の効果的な活用を図る。
- ㉑学習指導要領に基づき、小学校段階でのプログラミング教育では、体験を通して「プログラミング的思考」を育み、コンピュータやプログラミング教育教材等を必要に応じて活用しながら、問題を解決しようとする態度を育むよう指導する。

環境教育

- ㉒環境に関する身近な課題や自然とのふれあいを通して、SDGsに掲げられる「誰一人取り残さない」持続可能な社会の構築に向けた環境教育を推進する。また、枚方市学校版環境マネジメントシステム「S-EMS」との関連を図る。

安全・保健指導

- ⑳ 実験・実習や実技指導などにおいて生じる恐れのある危険を予測し、教具・器具・薬品等の事前確認及び予備実験等の実施、事後の処理について、他の教員との共有を図りながら、児童の安全確保及び安全管理に十分に配慮する。
- ㉑ 体育活動においては、活動内容や人数を踏まえ、十分な広さを確保するとともに、技術指導においては、段階を踏んで具体的に説明し、安全を確認しながら行う。また、児童に対し、体育活動に伴う危険性について理解させるとともに、ルールやきまりを順守すること、及び競技等を通して、相手を尊重する情意面の育成に留意する。
- ㉒ 授業等で使用する機材・用具などは、危険を予測し、日常的に安全点検を行う。
- ㉓ 運動会において組み立て体操を実施する場合は、「組み立て体操における事故防止ガイドライン」に基づき、企画会議等で意義やねらいを明確にして全教職員で共通理解を図る。

指導方法の工夫改善

- ㉔ 算数少人数指導を5・6年生で実施し、習熟の程度に応じたクラス編成等を行い、個に応じた指導の充実を図る。また、児童の学習達成度を把握するため、中・長期的な見通しを持ちながら、短期的に数値で検証できるものを指標として設定し、定期的な効果検証に努め、その結果を活かした指導方法の工夫改善を図る。
- ㉕ 外国から編入した児童については、それぞれの状況に配慮し、個に応じた指導を進めるとともに、学校生活に十分適応できる体制を整える。

(3) 確かな学びと自立を育む教育の充実

キャリア教育について

幼児期の教育から中学校卒業後の教育への連続性も視野に入れ、義務教育9年間の教育活動全体を通じて、キャリア教育の視点で学校教育活動を充実させる。その際、小学校から高等学校までの学びのプロセスを振り返って蓄積することができるポートフォリオ的教材（「キャリア・パスポート」）等の活用を図る。

(4) 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

道徳教育について

- ① 道徳教育は「道徳科」を要として学校の教育活動全体を通じて行う。道徳教育の全体計画の作成に際しては、児童・学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳の内容と各教科等の指導内容及び指導時期との関連を明確に示す。
- ② 児童・生徒の道徳性を養えるように、学校行事や総合的な学習の時間など日常的な体験はもちろんのこと、集団宿泊活動、職場体験活動、ボランティア活動、自然体験活動等の体験活動については、その行事の性格や内容を事前に把握し、学校の目標や年間の指導計画との関連を明確にしながらかを進める。

道徳科の指導

- ③ 「道徳科」の指導方法については、道徳的諸価値を実現するための資質・能力を養うことができる読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習などの指導方法を工夫して実践する。また、評価については、個々の内容項目ごとではなく、おおくりなまとまりを踏まえた評価とし、児童の道徳性に係る成長の様子を認め、励ます記述式による個人内評価をする。

(5) 人権教育について

- ① 人権尊重の精神に立った学校づくりを進め、すべての児童の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりを図る。
- ② すべての教職員が人権に関する知的理解を深め、府教育委員会の「OSAKA人権教育ABC」等を活用した人権感覚を身につける。
- ③ ハラスメントに関しては、相談窓口の機能を充実し、市教育委員会の「学校園におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針」等の趣旨の徹底を図る。また、「性的志向・性自認」をからか

ったり、いじめの対象にしたりすることもセクシャル・ハラスメントであることを教職員が十分認識する。

- ④人権侵害事象等が生じた際には、教育委員会へ報告するとともに、必要に応じて関係機関等と連携を図り、速やかに組織的に対応する。その際、差別等を受けた児童の人権を擁護することを基本とし、関係した児童等の背景や要因をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、解決に努める。
- ⑤関係法令等を踏まえ、共生社会の実現をめざし、障害者に対する無理解や偏見等を取り除き、障害者の人権が尊重される教育を推進すること。
- ⑥児童等の人権意識の向上及びいじめ等による人権侵害事象等の未然防止を図る。特に、障害のある児童等の人権を尊重することを基本に、障害者理解を深める教育を系統的に実施する。

児童虐待の防止

- ⑦児童虐待の防止にあたっては、児童がささいなことでも相談できる、相談しやすい体制を構築するとともに、子どもの貧困やヤングケアラー等を含め、気になる児童に対しては家庭訪問を行う等、児童や保護者の状況把握に努め、未然防止・早期発見に努める。
- ⑧児童虐待やヤングケアラーへの認識を深めるとともに、「児童虐待の防止等に関する法律」の趣旨を踏まえ、虐待を発見した場合やその疑いがある場合には、子ども家庭センターや市の子ども相談課へ速やかに通告し、教育委員会に報告する。また、虐待防止や虐待通告について、保護者や地域への啓発に努める。

ジェンダー平等教育の推進

- ⑨すべての教育活動において、固定的な性別役割分担意識にとらわれないようにするとともに、男女共同参画社会の実現をめざした教育活動を適切に計画・実施する。

また、性的マイノリティとされる児童についての理解を深め、個の状況に応じ、教職員が協力して児童が相談しやすい環境を整えるとともに、心情に配慮した上で、児童が正しく理解できる教育に努める。

平和教育の推進

- ⑩平和教育の指導にあたっては、生命や平和の尊さについて、適切に指導するとともに、国際社会の実態を踏まえて基本的事実をとらえる力を育て、平和と安全の確保について児童・生徒に主体的に考えさせるよう努める。さらに国際社会に貢献できる資質と態度を身につけさせるよう努める。

(6) 健康教育について

- ①体力の向上及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育・保健体育の学習を中心として、心と体を一体としてとらえ、生活科、総合的な学習の時間や特別活動との関連を図るなど学校教育全体で推進する。また、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果等を活用し、体育・健康に関する指導などの改善に努める。
- ②衛生管理の徹底を図り、感染症・食中毒の予防に努めること。特に感染症については児童に対し、手洗い・うがい・咳エチケット等感染防止対策を励行し、また、正しい知識といじめ等人権に配慮した指導をする。
- ③「学校環境衛生基準」に基づき、児童等にとって安全で快適な教育環境が確保されるよう適切な維持管理を図る。
- ④学校生活における健康管理に配慮し、特に熱中症や食物アレルギー、頭部のケガ等が発生しないよう予防に努めるとともに事案が発生した場合に速やかに対応できるよう教職員が緊急時に備え、事故を想定した校内研修を毎年実施する。また、万一の心肺停止に備え、すべての教職員がAEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整える。
- ⑤保護者を委員とした学校保健委員会の開催に努め、活用を図りながら、家庭・地域・主治医・学校医・保健医療機関と連携し、児童・生徒自らが健康を保持増進できる資質や能力を育成するこ

とができるよう指導する。

- ⑥健康診断は、児童のプライバシーの保護に十分配慮し実施する。また、追加項目である「四肢の状態」についての検査実施にあたっては、組織的に日常観察を行う。また、学校における歯・口腔の健康づくりを推進する。
- ⑦「体育」の教科等において、学習指導要領に基づき、大阪府がん対策推進条例の趣旨を踏まえ、がんの予防につながる学習指導の充実、推進を図る。
- ⑧ICT等活用による視力低下、姿勢の悪化、睡眠不足等児童の心身の健康への影響を予防するため、ICT機器の仕様の仕方について家庭と連携して取り組む。

(7) 特別活動・その他の教育活動について

- ①児童の自主的・実践的な活動を促し、楽しく規律正しい学校生活を築くよう努める。
- ②児童が集団や社会の一員としての所属感・役割・責任を体得できるよう努めるとともに、異年齢集団の育成を図る。
- ③ボランティア活動、自然や動植物と直接触れ合うなどの自然体験活動等を通して豊かな情操を養うよう努め、気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実させる。
- ④特別活動については、児童に自信をもたせたり意欲を高めたりするために、児童のよさや進歩の状況などをどのように捉えるかなどについて共通理解を図るとともに、教職員相互の話合いや情報交換を積極的に行う。

(8) 研修について

- ①いじめの未然防止、早期発見・解消及び体罰の根絶に向けて、「枚方市生徒指導マニュアル」等を活用した研修を必ず実施し、教職員の人権意識の向上を図る。
- ②個人情報の適切な取扱い、管理・保管についての研修を深め、個人情報を取り扱うこと責任を教職員一人一人が自覚する。また、「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティ意識及び情報モラルの向上を図る。

(9) 支援教育について

- ①障害のある児童の指導にあたっては、人権教育や生徒指導の観点を踏まえ、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の適切な運営を行い、支援学級担任と通常の学級担任が連携するなど、全校的な支援体制のもとに教育活動を推進する。
- ②通常の学級には発達障害等支援を必要とする児童が在籍していることを前提に、すべての教科等において個々の配慮を要する状況を把握した上で、困難さに対する指導の工夫の意図や方法を明確にした指導・支援の充実を図る。また、通常の学級において、積極的にユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組むなど、障害のある児童への理解を深め、全校的な支援体制を確立する。
- ③教職員研修等により、教職員の人権感覚を一層磨き、人権意識を高揚するとともに、障害の有無に関わらず、支援教育の視点を踏まえた児童への理解を、すべての教職員に浸透するよう取組を進める。

交流及び共同学習の充実

- ④支援学級と通常の学級における、交流及び共同学習のより一層の充実に努める。

支援学級の教育課程の充実

- ⑤支援学級における指導の内容及び指導時数に十分留意し、障害の状況に応じた適切な教育課程を計画的・系統的に編成し、計画に基づいて実施する。
- ⑥自立活動を充実させるなど、指導方法の工夫や改善に努める。
個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用・引継ぎを行う。

- ⑦支援学級に在籍及び通級による指導を受けるすべての児童に対する指導にあたっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用し、個に応じた指導を充実させる。
- ⑧通常の学級に在籍する発達障害等のある児童の指導にあたっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用に努める。
- ⑨個別の教育支援計画を作成・活用する際、合理的配慮の内容を明記するなど、本人や保護者の参画のもと、校内で共有を図るとともに関係機関等との連携を促進する。また、効果的な活用のために、定期的に評価・点検・見直しを行い、内容の充実を図る。
- ⑩個別の指導計画を作成・活用する際、個別の教育支援計画との関連を図り、児童一人一人の障害の状況や心身の発達段階等に応じた指導目標、指導内容及び指導方法を明確化し、きめ細かな指導の工夫に努めるとともに、実施状況を適宜評価し、改善を図る。
- ⑪児童の発達段階の連続性を踏まえた指導・支援が適切に引継がれるよう、日頃から校種間における連携を深め、個別の教育支援計画の引継ぎが確実に行われるよう努める。

保護者や関係機関との連携

- ⑫障害のある児童の理解や適切な指導の推進のため、支援学校や関係機関との連携を図る。

(10)家庭・地域との連携について

- ①保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体になった児童の安全確保の取組を推進する。
- ②オープンスクールをはじめ自由参観期間を設定するなど、学校園の諸活動において、保護者や地域の人々が参加しやすいように工夫する。
- ③地域人材等の積極的な活用に努めながら、市学校園活性化推進校園事業等に取り組み、特色ある教育、特色ある学校園づくりを推進する。
- ④地域にある社会教育施設や福祉施設等を活用した体験的な学習やボランティア活動など、実践的な社会体験を通じた教育活動を推進する。
- ⑤各家庭をはじめPTAや地域諸団体と連携を深める学校園体制づくりに努める。また、教職員が、PTAや地域の諸活動に協力し、交流するよう努める。
- ⑥児童が地域行事に主体的に参加する仕組みの構築に努める。
- ⑦保護者や地域住民等の理解や協力を得て、特色のある教育活動を展開するため、学校運営協議会を活用し、コミュニティスクールとして学校運営に地域住民や保護者等が参画する体制の構築に努める。

情報の公表

- ⑧学校ホームページ・ブログ・タブレットを有効活用するなど積極的に情報の公表に努め、地域・保護者から信頼される学校づくりをめざすとともに説明責任を果たす。

(11)安全について

安全教育の推進

- ①学校安全活動について、すべての教職員が役割を分担するとともに、中核となる学校安全担当者を明確にし、学校安全の推進体制の整備の充実に努める。
- ②児童の発達段階に合わせて、自ら危険を回避する力を育成する安全教育の充実に努める。また、校区安全マップや児童一人一人の安全マップの作製等を実施する。
- ③大阪府の「大阪880万人訓練」等を活用し、実践的な避難訓練、地域の有識者による講話等、実情に応じた防災教育の充実に向け、取組を実施する。また、大阪北部地震の体験を教訓に、集会等の防災教育に取り組む。
- ④「Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン」に基づき、児童が適切な行動がとれるよう指導する。

危機管理体制の確立

- ⑤学校施設が第1次避難所・第2次避難所であることを踏まえ、児童の安全確保、安否確認等に支障をきたすことのないよう、地域住民や枚方市の関係部局等と連携し、様々な事態を想定し

た機能的な危機管理体制を確立する。

⑥事件や事故等発生の場合は、夜間・休日も含め適切な初期対応を行うとともに、速やかに報告する。

⑦不審者情報等の緊急情報を保護者にメールで配信するシステムを有効活用する。

登下校の安全確保

⑧登下校の安全指導、交通安全教室の活用等、計画的に交通安全指導を行うとともに、特に小学校においては、集団登校時の安全指導に取り組み、また通学路の点検を行い、関係機関と連携し、一層の安全確保に努める。

⑨保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体になった安全確保の取組を推進する。特に、「登下校防犯プラン」の趣旨を踏まえ、子どもの安全見まもり隊等の地域学校安全ボランティア、警察、枚方市の関係部局等と連携し、登下校時における児童の安全確保についてきめ細かな対応を行う。

交通安全の推進

⑩改正道路交通法及び大阪府自転車条例を踏まえ、幼児・児童・生徒が被害者にも加害者にもなることのないよう、自転車利用者や歩行者としての交通ルールや、自転車の正しい乗り方等のマナー等を学ぶ交通安全教室を、関係機関と連携して毎年継続して実施する。

(12) 生徒指導について

校内生徒指導体制の確立

①生徒指導主担者は、学級の問題を全体の問題ととらえ、全校指導体制を構築する中心的役割を担う。

組織的な取組の推進

②安全・安心な教育環境の充実に図り、児童の豊かな人格形成を行う。また、児童の生活実態を把握し、指導方針を確立する。

③いじめ・暴力行為等の問題行動が発生したときは、学校が一体となった指導体制のもと、適切な初期対応と直ちに情報集約、情報共有に努め、事実関係を正確に把握した上でケース会議を実施するなど組織的な対応を行うとともに、速やかに教育委員会に報告する。

④暴力行為等問題行動の未然防止及び早期発見・再発防止を図るため、すべての児童に対する日常的な働きかけの中で、規範意識の醸成に努める。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門家との協働による家庭・地域への働きかけ、子ども家庭センターや警察等の関係諸機関との適切な連携ネットワークの構築に努める。

⑤教職員の児童理解と指導力の向上を図るため、「枚方市生徒指導マニュアル（体罰防止編・いじめ防止編）」等を活用して、校内研修の一層の充実に努める。

いじめの防止と早期発見

⑥「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域が連携し、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢でいじめの未然防止、早期発見・解消に努める。

⑦「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識した上で、日頃より、いじめの早期発見や対処の在り方等について、理解を深める。

⑧いじめを早期に発見し、積極的に認知するために、アンケート調査を年間5回実施し、個人面談等による実態把握に努める。その際、「いじめ防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有

し、当該組織が中心となり速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無を確認する。また、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。

- ⑨児童及びその保護者からいじめについて相談があった場合は、真摯に向き合い児童及びその保護者に寄り添い傾聴する。
- ⑩生起したいじめに対しては、事実を可能な限り網羅的に把握した上で迅速かつ適切に対応するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との協働に努め解決を図る。
- ⑪いじめの解消については、いじめ防止対策委員会を中心に、支援内容、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し実行する。また、被害及び加害児童、いじめが起きた集団を注意深く見守り再発防止に務める。
- ⑫新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者等となった児童や障害のある児童、外国にルーツのある児童、性的マイノリティ等に係る児童等に対して、いじめが行われることがないよう、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- ⑬すべての児童が自他共に認め合える人権感覚を高める取組となっているかを点検するとともに、児童・生徒会活動等の自主的な活動を支援し、いじめのない学校づくりを推進する。

不登校児童・生徒への支援

- ⑭不登校または不登校の兆しのある児童に対し、機を逃さず家庭訪問をするなど、きめ細やかで適切な対応を図る。また、不登校が長期化している児童への支援に努め、欠席が継続している児童に対して、定期的な安全確認を行うこと。

携帯電話等への対応

- ⑮学校での携帯電話等の取り扱いについては、これまで同様、教育活動に支障が出ないように指導する。また、その有用性・危険性を理解させるとともに、正しくネットを使い、適切な使用時間を守るなど、自ら対処できる力を育成する。
- ⑯携帯電話等でのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や無料通話アプリ等を介したネット上の犯罪に巻き込まれないよう、家庭でのルールづくりなど、保護者への啓発を行うとともに、被害・加害から児童を守るための支援体制を確立し、必要に応じて関係諸機関等と連携し対応する。

教育相談体制の充実

- ⑰心の教室相談員、スクールカウンセラー、地域の人材等を活用し、児童への教育相談体制を充実する。